

東京大学（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業  
不動産取得税の取り扱いに関連する別紙

平成15年 4月24日

不動産取得税に関する事業者・建設業者間の建設工事請負契約追加条項及び約款追加条文

1 契約書追加条項

（所有権の帰属）

工事目的物の所有権は、原始的に発注者（事業者）に帰属する。

2 約款追加条文

（所有権）

第 条 発注者は 整備 P F I 事業遂行のために設立された特別目的会社であり、工事目的物の所有権は、請負代金の支払の有無にかかわらず、発注者が原始的に取得する。また、請負者は、発注者が工事目的物の所有権を、竣工後直ちに公共（公共施設等の管理者等）に移転することを承諾するものとする。

二 前項は請負者の請負代金請求権に何ら影響を及ぼすものではない。

以上